

現場代理人の兼務について

令和4年 9月 1日
潮来市総務部財政課

潮来市発注工事における現場代理人の兼務の取扱いについて、下記のとおりとしますので、適宜、運用をお願いいたします。

記

次のいずれかに該当する場合は、発注者に届け出をすることにより、現場代理人の兼務ができるものとする。

兼務条件

- ① 予定価格が3,500万円（税込）未満の工事で、潮来市発注工事で2件又は潮来市と他の自治体(国や県の発注工事)の合計2件まで。(市内に限る)
なお、現場代理人が作業期間中に現場を離れるときは、必ず連絡員が工事現場に常駐し、発注者との連絡に支障をきたさないものとする。
(連絡員は、元請人と直接的な雇用関係があること。)
 - ② 契約工期の重複する複数の工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。
ただし、当初契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。
- ※ 低価格入札の調査対象となった工事は、兼務は不可とする。

以上